

# 平成 2 9 年度食品安全委員会運営計画（案）

平成 2 9 年 3 月

食品安全委員会

## 目 次

○ 審議の経緯、委員名簿、専門委員名簿	1
第1 平成29年度における委員会の運営の重点事項	2
第2 委員会の運営全般	3
第3 食品健康影響評価の実施	3
1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2 評価ガイドラインの策定等	
3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	5
1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2 食品安全モニターからの報告	
第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	5
1 食品健康影響評価技術研究の推進	
2 食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施	
第6 リスクコミュニケーションの促進	7
1 様々な手段を通じた情報の発信	
2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3 関係機関・団体との連携体制の構築	
第7 緊急の事態への対処	9
1 緊急事態への対処	
2 緊急事態への対処体制の整備	
3 緊急時対応訓練の実施	
第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	9
第9 国際協調の推進	9

＜審議の経緯＞

平成29年 2月 6日 第20回企画等専門調査会  
平成29年 2月14日 第638回食品安全委員会（報告）  
平成29年 2月15日から 3月16日まで 国民からの意見の募集  
平成29年 3月28日 第644回食品安全委員会

＜食品安全委員会委員名簿＞

委員長	佐藤	洋
委員長代理	山添	康
	吉田	緑
	山本	茂貴
	石井	克枝
	堀口	逸子
	村田	容常

＜食品安全委員会企画等専門調査会専門委員名簿＞

座長	川西	徹		
	有路	昌彦	高岡	慎一郎
	有田	芳子	道明	雅代
	井川	洋子	戸部	依子
	今川	みどり	中村	重信
	大倉	志保子	夏目	智子
	大澤	幸弘	野口	知恵
	鬼武	一夫	松谷	和重
	神村	裕子	松本	吉郎
	河野	康子	山内	正孝
	小西	寛昭	山本	唯子
	迫	和子	渡邊	和久

＜第20回企画等専門調査会専門参考人名簿＞

原田	光康	横田	篤宣
渡邊	治雄		

## 第1 平成29年度における委員会の運営の重点事項

### (1) 事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。

### (2) 重点事項

#### ① 食品健康影響評価の着実な実施

効率的な情報収集、計画的な調査審議、より迅速かつ信頼性の高い新たな評価方法の検討及び活用、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。また、海外でも導入が進められている（定量的）構造活性相関（(Q)SAR）、ベンチマークドーズ法等について、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、リスク評価への活用方策の検討を行う。

#### ② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、今後は、国民の関心の高い事項への重点化を図るとともに、最新の情報発信媒体を活用した効果的かつ効率的な情報発信、マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

#### ③ 研究・調査事業を活用した新たな評価方法の企画・立案

食のグローバル化や新たな危害要因の出現に対応するため、国内外の最新の知見を収集するとともに、研究・調査事業等を活用し、引き続き新たな評価方法の検討を行う。研究・調査事業については、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、成果を積極的にリスク評価に活用する。

#### ④ 海外への情報発信及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施する。また、平成28年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、連携を更に強化するとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う。

#### ⑤ 緊急時対応の強化

関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。

## 第2 委員会の運営全般

### (1) 委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

### (2) 企画等専門調査会の開催

平成29年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

### (3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

- ① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置
- ② 専門調査会の下に部会を設置
- ③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議
- ④ 関係する専門調査会を合同で開催

### (4) 委員会と専門調査会の連携の確保

専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

### (5) リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。

### (6) 事務局体制の整備

評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。

## 第3 食品健康影響評価の実施

### 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

#### (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

#### (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評

価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

2 評価ガイドラインの策定等

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。平成29年度においては、ベンチマークドーズ法を用いた評価及び遺伝毒性発がん物質の評価については、評価技術企画ワーキンググループにおいて、引き続き、専門家による審議及び海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、ガイドライン作成の検討を行う。また、アレルゲンを含む食品の表示に関する自ら評価については、ガイドラインの検討を開始する。さらに、海外でも導入が進められている（定量的）構造活性相関（(Q)SAR）等について、評価技術企画ワーキンググループにおいて、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、リスク評価への活用方策の検討を行う。

3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

(1) 「自ら評価」案件の選定

平成29年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

(2) 「自ら評価」の実施

平成28年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。

① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）

調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。

② 「アルミニウム」（平成21年度決定）

現在審議をしているアルミニウムを含む食品添加物の評価がまとり次第、他のばく露要因等の知見を収集した上で、調査審議を開始する。

③ 「フモニシンに関する食品健康影響評価」（平成26年度決定）

調査事業で収集・整理された科学的知見を踏まえ、かび毒・自然毒等専門調査会で、調査審議を行う。

④ 「アレルギー物質を含む食品」(平成27年度決定)

ワーキンググループを設置し、アレルゲンを含む食品の表示に関する評価ガイドラインの検討を開始する。

(3) 「自ら評価」の結果の情報発信等

平成29年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。

平成28年度の自ら評価案件選定の過程で決定された事項(情報収集等)について、その決定に基づき、ホームページ、フェイスブック等で情報提供を行う。

#### 第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成29年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

なお、実施状況の調査については、リスク管理機関によるハザードの優先順位等を参考にしつつ、その実施方法の見直しを検討する。

2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。

また、食品安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を平成30年1月を目途に実施する。アンケートの調査項目には、食品安全委員会が行う情報発信の効果を評価できる項目の設定を検討する。

#### 第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

平成30年度における食品健康影響評価技術研究課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成26年12月16日全部改正)を踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙3に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(2) 平成28年度に終了した研究課題の事後評価の実施

平成28年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(3) 平成29年度に実施する研究課題の中間評価の実施

平成29年度に実施する研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

(4) 実地指導

研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、平成29年10月に実地指導を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

平成30年度における食品安全確保総合調査対象課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成26年12月16日全部改正）を踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないとは判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施

平成29年度においては、平成31年のプログラム評価及び新ロードマップの策定に向けて、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性及び成果への活用状

況等に着目した追跡評価を行う。

## 第6 リスクコミュニケーションの促進

「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

### 1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。

#### (1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。

#### (2) Facebook

機動的な情報発信を行うため、編集専任の技術参与の配置及び掲載方針等の整備など、新たな情報発信体制の構築を行う。

#### (3) メールマガジン

委員会や調査会、意見交換会の開催状況等食品安全委員会の活動状況や、実生活に役立つ食品安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等の提供を行う。

#### (4) ブログ

メールマガジン【読物版】で配信した内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害等に関する情報提供を行う。

#### (5) 季刊誌「食品安全」

国民の関心が高い事項等を掲載した季刊誌を年4回発行し、地方公共団体、図書館等に配布し、広く国民に情報提供を行う。

#### (6) 意見交換会

学校教育関係者を重点対象とし、意見交換会を実施する。また、意見交換会で得られた意見等をもとに、意見交換会の実施方法、説明内容、資料等について必要な改善を図る。

### 2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

消費者等に、食品の安全性に関する科学的な知識を効果的に普及するために、広く一般消費者を対象とした食品の安全に係る科学的基礎知識についての講座と食品関係

事業者や研究者等を対象とした食品健康影響評価について理解を深める講座に分けて開催することとし、地方での開催も含め実施する。

また、視覚的に理解しやすい媒体による情報提供手法の検討も含め、基礎的な科学的知識の普及に資する教材の充実を図る。

さらに、食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応する。食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、重要な質問等については、ホームページやフェイスブック等を通じて情報提供する。

### 3 関係機関・団体との連携体制の構築

#### (1) リスク管理機関との連携

リスク管理機関と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

#### (2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、各種の情報や食品安全に係る資料の共有化等を図る。

また、リスクコミュニケーション（共催、地方公共団体単独開催）をより効果的に実施すること等を目的として地方公共団体との連絡会議を開催する。

#### (3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

マスメディア、消費者団体、事業者団体、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本栄養士会等の関係職能団体等との関係強化を図る。特に、マスメディア及び消費者団体については、国民の関心の高い食品健康影響評価など、時機を得たテーマについて意見交換会等を定期的に行う。

実施に当たっては、意見交換会に参加するマスメディア関係者のすそ野の更なる拡大を図るとともに、意見交換会の内容の充実を図る。

#### (4) 学術団体との連携

食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、引き続き、関係する学会への参加及びブース展示を実施する。

実施に当たっては、重点化する学術分野を明確化するとともに、学会への参加とブース出展を有機的に連動させることにより、学術団体との連携の更なる強化を図る。

## 第7 緊急の事態への対処

### 1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。

### 2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

### 3 緊急時対応訓練の実施

緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成29年4月～11月（実務研修）、12月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

## 第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるように的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

また、ハザード情報の共通化及び省庁間での共有化を推進する。

加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

## 第9 国際協調の推進

### （1）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

平成29年5月 天然資源の開発利用に関する日米会議 有毒微生物専門部会  
 5月 FAMS2017<sup>\*1</sup>  
 5月 Prion2017  
 6月 第84回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)  
 6月 OECD農薬作業部会  
 7月 ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR) サマーアカデミー  
 7月 ICMGP2017<sup>\*2</sup>  
 8月 米国バイオ規制視察  
 9月 欧州毒性学会(EUROTOX)  
 9月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)  
 9月 ISSX<sup>\*3</sup>  
 10月 第85回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)  
 平成30年3月 OECD新規食品・飼料作業部会合同部会  
 3月 米国アレルギーぜんそく免疫学会  
 3月 米国毒性学会(SOT)

また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。

(2) 海外の研究者等の招へい

海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

(3) 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。

委員会とすでに協力文書を締結している欧州食品安全機関(EFSA)、豪州・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、ポルトガル経済食品安全庁(ASAE)、フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)及びドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)と連携強化のための会合を開催するとともに、必要に応じ、米国食品医薬品庁(FDA)等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行い、

---

\*1FAMS2017 : The 2nd Food Allergen Management Symposium 2017 (第2回食物アレルギー管理シンポジウム)

\*2ICMGP2017 : The International Conference on Mercury as a Global Pollutant 2017 (地球環境汚染物質としての水銀国際会議)

\*3ISSX : The International Society for the Study of Xenobiotics North America (国際薬物動態学会北米年会)

協力文書の締結も検討する。

(4) 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。

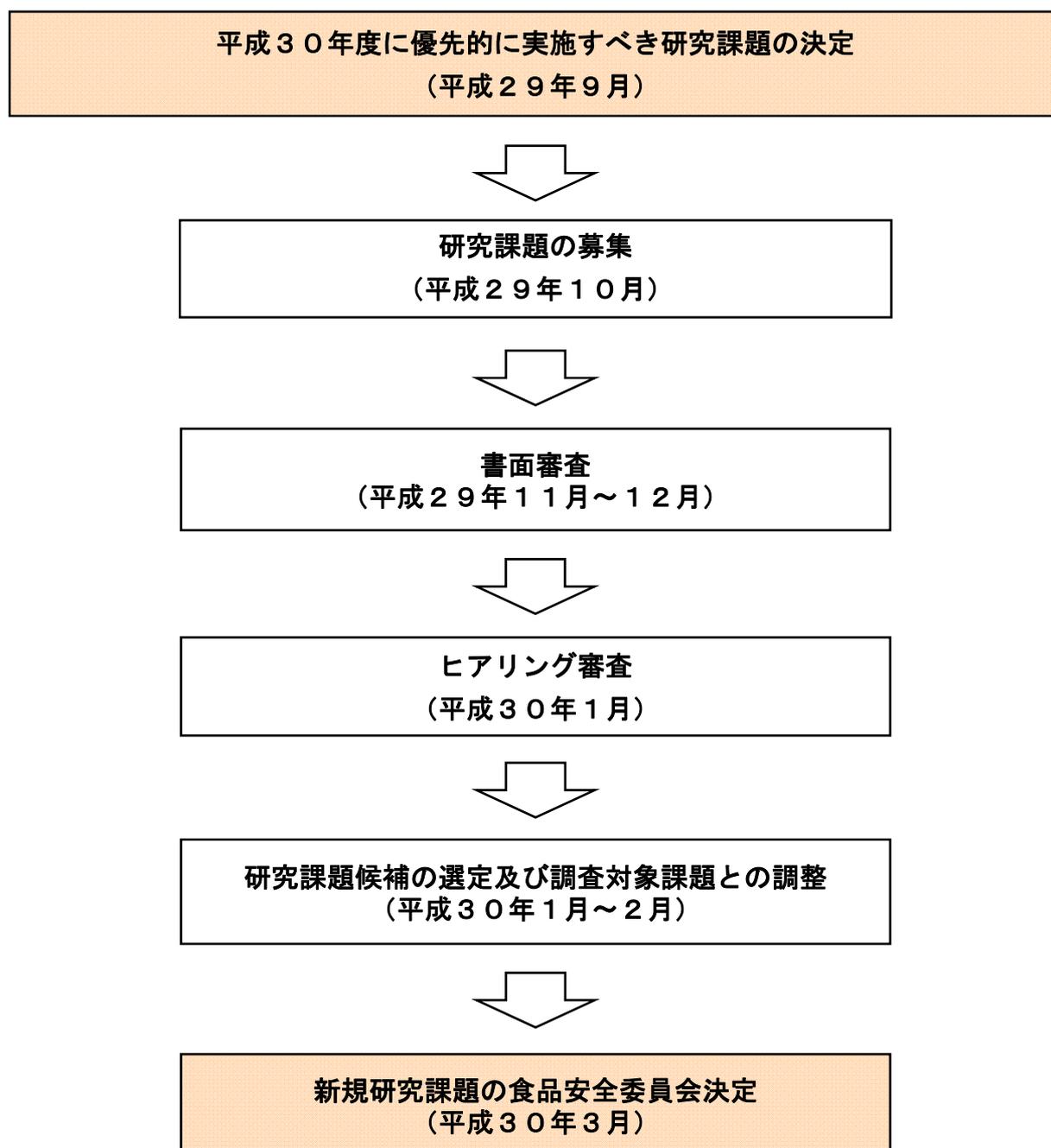
## 平成29年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

月	調査審議事項
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成28年度食品安全委員会運営状況報告書について</li><li>○ 平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について</li><li>○ 平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について</li></ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成29年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について</li><li>○ 平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について</li></ul>
平成30年1月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成30年度食品安全委員会運営計画について</li><li>○ 平成29年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について</li><li>○ 平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について</li></ul>

## 平成29年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

月	事 項
平成29年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 専門調査会等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
平成30年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

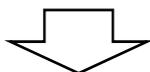
## 平成30年度新規研究課題決定までのスケジュール



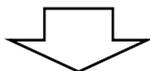
## 平成29年度の研究事業評価実施スケジュール

〔平成28年度に終了した課題の事後評価〕

事後評価の実施（平成29年7月）



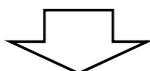
食品安全委員会への報告（平成29年9月）



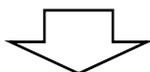
研究成果発表会（平成29年10月）

〔平成29年度に実施する課題の中間評価〕

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限  
（平成29年11月）



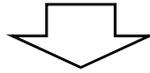
中間評価の実施（平成30年1月）



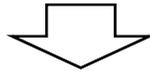
食品安全委員会決定（平成30年3月）

## 平成30年度に実施する調査課題の選定

平成30年度に優先的に実施すべき調査課題の決定  
(平成29年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整  
(平成30年1月～2月)



食品安全委員会決定  
(平成30年3月)

「平成29年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する  
意見の募集結果について

1. 実施期間 平成29年2月15日～平成29年3月16日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3通
4. 頂いた御意見及び食品安全委員会の回答

頂いた御意見	食品安全委員会の回答
<p><b>【意見1】</b> 国民の健康保護を目的とした食品安全行政を推進する貴委員会の取り組みに敬意を表します。</p> <p>昨年のトクホの取り消し問題を発端にして、トクホや機能性表示食品の品質管理に対する不安の声がかかります。また、WHO（世界保健機関）が警戒度の高い多剤耐性菌のリストを公表し、ヒトや食用動物への抗生物質の適切な使用を呼びかけるなど、健康と食に関する新たな課題も生まれています。消費者・国民が食品の安全を正しく理解し、安全・安心を得るためには、食品健康影響評価等の情報提供やリスクコミュニケーションの重要性を強く感じるところです。</p> <p>以上をふまえ、食品安全委員会の「平成29年度食品安全委員会運営計画（案）」に対し、下記の意見とその理由を述べさせていただきます。</p> <p>1. 整備されていない分野の食品健康影響評価ガイドラインをすみやかに作成してください。</p> <p><b>【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドラインの策定】</b> に関して</p>	<p><b>【回答1】</b></p> <p>1. 御指摘いただいた農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装に関するガイドライン等については、策定する重要性があるとの認識に立って、検討を進めているところです。</p>

食品健康影響評価を行うためには、評価ガイドラインの整理とその公開が重要だと認識しています。すでに「微生物」「薬剤耐性菌」「食品添加物」等の評価ガイドラインは策定されましたが、「農薬」「動物用医薬品」「飼料添加物」「器具・容器包装」の評価ガイドラインは、現在も未策定です。これらの評価ガイドラインを早急に策定することを求めます。

2. 食品添加物に指定された時期が古く安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行うべきです。

【第3 食品健康影響評価の実施 3「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施】に関して

食品安全基本法の制定後、食品添加物の指定に関しては、貴委員会が適正にリスク評価を行い、適正に管理されているしくみになっていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性に関するデータが不十分なものが存在しています。安全性の根拠が不明な食品添加物のリスク評価の見直しを迅速に行うべきです。合わせて新しい科学的知見に基づいた定期的な食品添加物の再評価が必要ではないでしょうか。

欧州食品安全機関（EFSA）は、欧州で現在使用されている食品添加物等の再評価を行っています。日本でも日頃から国内外の情報をもとに、既存の食品添加物の中から再評価が必要なものを抽出、優先順位品目を設定し、適切に評価するしくみを構築すべきです。リスク管理機関である厚生労働省とも十分に連携し、専門調査会の設置など、再評価実施に向けた施策を進めてください。

2. 食品添加物は基本的には企業申請品目であることから、その評価については、企業やリスク管理機関がデータをそろえ、食品安全委員会に諮問すべきものと考えています。厚生労働省において危害情報を収集・整理した上で、必要に応じ、リスク管理の在り方を検討すべきであることから、御意見については同省に伝えます。

3. いわゆる「健康食品」の利用については、現在でも消費者にとって重要な問題です。「国民の関心の高い事項」として重点化し、昨年に継続して周知や理解促進に取り組んで下さい。特に、高齢者や子どもを持つ家庭などに対しては、重点的にコミュニケーションの場を設定してください。

【第1 平成29年度における委員会の運営の重点事項（2）重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

機能性表示食品が市場に登場しまもなく2年となりますが、広告は溢れていても、消費者・国民が機能性表示食品制度そのものに関する情報に触れることはほとんどありません。商品も増え、簡単に購入できることから安易な利用も多く見受けられます。

機能性表示食品を含めた、いわゆる「健康食品」に対して消費者の理解が十分に進んでいるとは言えません。これは、明らかな情報不足が要因のひとつです。消費者・国民に対しては、今後も継続した情報発信や丁寧なリスクコミュニケーションが必要だと考えます。いわゆる「健康食品」を、1.（2）②に書かれている「国民の関心の高い事項」とし、計画の中に重点として位置づけ、リスクコミュニケーション等を行ってください。

2015年に貴委員会がまとめた「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者・国民が理解しやすい、また利用しやすい報告書であると、高く評価するものです。しかしこのメッセージは、いまだ消費者に十分に活用されていないように感じます。様々な媒体や方法を駆使し、報告書の内容をもっと広く社会に知らせていくべきです。特に、

3. いわゆる「健康食品」に関して、平成28年度においては、全国8か所で実施したリスクアナリシス講座において説明するとともに、講師を地方公共団体、消費者団体や業界団体などに派遣して説明を行いました。さらに、ホームページ、Facebook、メールマガジンを通じての情報発信を行うとともに、メッセージを簡単にまとめたパンフレットの発行も新たに行いました。

平成29年度においても、地方公共団体等の御要望を伺いつつ、情報発信を継続いたします。

また、「国民の関心の高い事項」として重点化するべきとの御意見については、平成29年度において、食品安全に関するリスクコミュニケーション等を実施する優先順位の高い事項を明らかにするため、デルファイ法による研究調査を行うこととしていることから、研究調査終了後に結果の活用方策を検討する際に考慮いたします。

リスクの大きい高齢者や子どもを持つ家庭などの理解が進むよう、地方自治体や消費者団体の協力を得ながら、少人数単位の説明やコミュニケーションの場を作ることなども、必要だと考えます。

4. 消費者・国民が食品のリスクを適切に理解するためにも、食品のリスクの全体像や各リスク・危害要因を相対的に理解できるめやすが必要だと考えます。

【第1 平成28年度における委員会の運営の重点事項(2) 重点事項 ②リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

今日でも、食品添加物や農薬等に対する不安や恐れを強く感じている消費者・国民は多くいます。個々の食品のリスクについての詳しい説明は大切ですが、管理されているリスクであるにもかかわらず、説明によってかえってリスクを強く意識してしまうことがあります。また、そのことによって本来対応すべきリスクへの意識が弱くなったり、社会的にかけるべきリスク管理のコストについての判断がアンバランスになる傾向も見られます。

食に関わるリスクの大きさを客観的に捉えられるような手掛かりがあると、相対的なリスクの大きさや状況によるリスクの度合いの違いについて、理解しやすいと思います。食品のリスクの全体像や各リスクや危害要因を相対的に比較して表しためやすがあれば、消費者もそれぞれのリスクの規模感が掴め、むやみに不安に思うことも少なくなると考えます。

すでに海外では、リスクを相対的に比較する試みが行われています。1996年には、ハーバード大学がん予防センターが米国人のがんの原因について様々な危害要因のリスクの割合を推計し公表しました。また、2006年には、オランダ国立公

4. 平成29年度においては、食品安全に関するリスクコミュニケーション等を実施する優先順位の高い事項を明らかにするため、デルファイ法による研究調査を行うこととしています。御指摘の「食品のリスクを比較するためのめやす」については、この研究調査終了後に結果の活用方策を検討する際の要素として、例えば食品添加物や農薬等の管理が行われているハザードと管理が難しいハザードの取扱いをどうするかなども考慮させていただきます。

衆衛生環境研究所（R I V M）が報告書「私たちの食品、私たちの健康」の中で、様々な危害要因のリスクについて国民の健康への大きさを基準にして比較するなど、いくつかの事例が公表されています。

食品のリスクの比較は様々な手法があり大変難しいと思いますが、消費者・国民の理解を促進するようなリスクコミュニケーションを行うためにも、リスク評価を担当する貴委員会として、リスクを相対的に比較して表しためやすを検討する必要がありますと考えます。

以上

### 【意見 2】

私たちパルシステム東京は、『『食べもの』『地球環境』『人』を大切にした『社会』をつくります』を理念に、約46万の組合員が安心して安全な生活を願い活動をすすめている生活協同組合です。パルシステムでは生活者(消費者)のくらしと健康を守るために、生産者とともに食べものの安全性にこだわり、産直運動をすすめ、日本の食料自給率向上を目指しています。食品安全委員会2017年度運営計画(案)について以下、要望いたします。

- (1) リスクアナリシスのあり方を見直すこと  
貴委員会はB S E問題を契機に設置され、リスクアナリシスのうちのリスク評価を中立公正の立場から実施することになっていますが、この間の評価はB S Eをはじめ、政治的な影響の下で「結論が先にありき」の評価が少なからず行われたと私たちは感じております。設置されてから15年目の節目の年でもあり、委員会とリスクアナリシスのあり方を再検討する場を、消費者代表を入れた第三者機関として設置し、評価されることを強く要望します。

### 【回答 2】

- (1) 食品健康影響評価は、食品安全基本法(平成15年法律第48号) 第11条第3項の規定に基づき、現時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行っております。

委員会の運営全般に関する事項等を所掌する企画等専門調査会には、消費者を代表し、公募に応募された方や消費者団体等の構成員である方からも専門委員が任命されています。同調査会の場において、様々な立場の専門委員から御意見を頂き、運営計画を作成しています。

なお、食品安全委員会の委員及び個別

(2) リスクコミュニケーションの改善を図ること

貴委員会をはじめ行政機関のパブリックコメント募集期間はほとんどが1ヶ月の短期間となっており、しかも消費者等から出される意見に対して真摯な回答がなく、はっきり言えば形骸化していると考えます。意見交換会も同様です。パブリックコメントの募集期間をもっと長く取り、真摯に対応する、リスクコミュニケーションへの転換を要望します。

(3) 予防原則の考え方を取り入れること

貴委員会の評価は動物実験を基にヒトに外挿して評価されていますが、齧歯類とヒトとでは生物として隔たりがあり、評価の限界を認識して、個体または社会に重篤な結果をもたらさうる疑いがある場合は、安全を見込んで、予防的な措置を取るよう、リスク管理機関に提言することを、貴委員会の本来あるべき役割として、強く要望します。

以上

の評価を行う専門調査会の専門委員は、科学的客観性を担保するため、リスク評価の各分野において高い専門性を持った学識経験者が任命されています。

(2) 食品健康影響評価においては、原則として専門調査会における結論が出た段階で意見・情報の募集を行い、意見に対する対応を公表することとしています。意見等の募集の期間については、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に準じ、30日間としています。

また、その意見に対する対応については、御指摘を踏まえ、できる限り分かりやすい表現とするよう一層の改善に努めてまいります。

意見交換会については、消費者を含めた関係者（ステークホルダー）との重要なリスクコミュニケーションの場と認識しております。このため、意見交換会で出された意見についても、御指摘を踏まえ、できる限り分かりやすく、かつ理解が促進される応答とするよう一層の改善に努めてまいります。

(3) 国民の健康への悪影響の未然防止については、食品安全基本法第5条において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって遵守されるべき基本理念とされており、予防的な措置の考え方も含まれています。また、当委員会では動物の種差や個体差、不確実性等を考慮し安全性を確保するための安全係数を用いて評価をしています。

当委員会としては引き続き、この基本理念に基づき、適切に食品健康影響評価を行うとともに、リスク管理機関と連携してまいります。

【意見3】

Facebookについての記述は、これが私企

【回答3】

食品安全委員会は、食品の安全性に関す

業によるものであり、また事業及び事業者としての適切性に疑問がある部分が多々あるものである事から（UI/UX設計からそうなのである。）、あまり望ましくないと考えるのであるが（政府、日本政府がこの事業者の後押しをするという事についての問題も含む（Facebookにたむろしている人間は、当方の知識及び実経験からすると、あまり望ましからざる者が多いという認識である。そしてFacebookはその様な者による「利用」を狙った事業及び事業者であると察されるのである。それらを日本政府が認めるという形にするのは不適切であると思料する。）。また、そもそも公の機関が私企業に肩入れすべきではないはずである。）、それ以外については特に問題ないのではないかと思われた。

る知識・理解を深めていただくために、リスク管理機関等の他の行政機関と同様に、Facebookページによる情報の配信を行っています。

Facebookは私企業たる民間事業者が提供する情報サービスに該当しますので、当委員会ホームページにおいて、注意事項として、①内閣府食品安全委員会公式Facebookページは、Facebook社のサービスを利用の下、内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課が運営していること、②当Facebookページは、内閣府のウェブサイトではなく、内閣府の管理下にあるものではない旨を明確にしております。

また、「内閣府食品安全委員会公式Facebookページ運営方針」を定めて、例えば投稿内容と関連のない投稿、法令に違反する投稿、公序良俗に反する投稿等を削除しております。

今後も、「内閣府食品安全委員会公式Facebookページ運営方針」に則り、Facebookを通じて、効果的な情報発信を行っていきたいと考えています。

※頂いたものをそのまま掲載しています。

平成29年度食品安全委員会運営計画（案）の変更点

<p>食品安全委員会第644回会合資料 (変更後)</p>	<p>食品安全委員会第638回会合資料 (変更前)</p>
<p>第9 国際協調の推進 (1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>平成29年5月 <u>天然資源の開発利用に関する日米会議 有毒微生物専門部会</u>  <u>5月 FAMS2017</u>*1                      5月 <u>Prion2017</u>                      6月 第84回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議 (JECFA)                      6月 OECD農薬作業部会  <u>7月 ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR) サマーアカデミー</u>  <u>7月 ICMGP2017</u>*2                      8月 米国バイオ規制視察                      9月 欧州毒性学会 (EUROTOX)                      9月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR)  <u>9月 ISSX</u>*3  <u>10月 第85回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議 (JECFA)</u>                      平成30年3月 <u>OECD新規食品・飼料作業部会合同部会</u>  <u>3月 米国アレルギーぜんそく免疫学会</u>                      3月 米国毒性学会 (SOT)</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p>	<p>第9 国際協調の推進 (1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>平成29年</p> <p>5月 <u>Prion2017</u>                      6月 第84回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議 (JECFA)                      6月 OECD農薬作業部会</p> <p>8月 米国バイオ規制視察                      9月 欧州毒性学会 (EUROTOX)                      9月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR)</p> <p><u>11月 第85回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議 (JECFA)</u>                      平成30年</p> <p>3月 米国毒性学会 (SOT)</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p>

\*1 FAMS2017 : The 2nd Food Allergen Management Symposium 2017 (第2回食物アレルギー管理シンポジウム)

\*2 ICMGP2017 : The International Conference on Mercury as a Global Pollutant 2017 (地球環境汚染物質としての水銀国際会議)

\*3 ISSX : The International Society for the Study of Xenobiotics North America (国際薬物動態学会北米年会)